北海道がん診療連携指定病院 指定申請の留意事項

1 総論

北海道がん診療連携指定病院(以下「指定病院」という。)の申請を行う場合には、道内におけるがん診療体制及び指定病院の役割を認識するとともに、指定病院の運営が適切に行われるための体制を確保すること。

2 診療体制

我が国に多いがん(胃がん、肺がん、肝がん、大腸がん及び乳がん)のうち、主に診療するがん について整備されていること。

3 緩和ケアの提供体制

- (1) Ⅱの1(1)⑤に規定する「組織上明確に位置づける」とは、具体的には院内規定の制定、院内組織図による明示の方法であっても差し支えない。
- (2)「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であり、疼痛のみに対応する外来や診療する曜日等が定まっていない外来などは含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができるよう配慮すること。

4 診療従事者

- (1)「専従」及び「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については8割以上、「専任」については5割以上、当該業務に従事している者をいう。
 - ※ 「専従」が必須要件となっている診療従事者
 - 緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師
 - (放射線治療を実施する場合) 診療放射線技師
 - ※ 「専任」が必須条件となっている診療従事者
 - ・薬物療法に携わる薬剤師、外来化学療法において薬物療法に携わる看護師
 - ・(放射線治療を実施する場合) 放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者
- (2)「常勤」とは、当該医療機関が定める1週間の就業時間のすべてを勤務している者をいう。ただし、当該医療機関が定める就業時間が32時間に満たない場合は、常勤とみなさない。
 - ※ 「常勤」が必須要件となっている診療従事者
 - ・化学療法に携わる薬剤師、外来化学療法において化学療法に携わる看護師
 - ・緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師
 - (放射線治療を実施する場合) 診療放射線技師
 - ・(放射線治療を実施する場合) 放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者

※ 「常勤」の定義

「医療法第 21 条の規定に基づく人員の算定に当たっての取扱い等について」(平成 10 年 6 月 26 日付け健政発第 777 号・医薬発第 574 号、厚生省健康政策局長、医薬安全局長連名通知)の別添「常勤医師等の取扱いについて」の3(2)「病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、

32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する」(他の従業者について本規定準用)。

5 医療施設

- (1) Ⅱの1(3)①アに定める「放射線治療機器」とは、リニアック、マイクロトロン又はサイバーナイフ(体幹部及び頭頸部への照射が可能なものに限る。)をいう。
- (2) Ⅱの1 (3) ②に定める「敷地内禁煙の実施等」は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) の規定を遵守している必要がある。

6 研修

Ⅱの3(2)に定める「早期診断および緩和ケア等に関する研修」とは、少なくとも「早期診断」 及び「緩和ケア」について、それぞれ実施もしくは参加する必要がある。

7 相談支援

- (1)相談支援センターの相談員のうち1名は、令和6年(2024年)3月末日までに、国立がん研究センターが実施する「相談支援センター相談員基礎研修(1)」を修了すること。
- (2) 相談支援センターの業務として掲げているⅡの4(1) アからシまでの業務は、そのすべてについて実施されていることが必須である。
- (3)相談支援センターにおける相談件数の数え方について、標準的な方法を以下のとおり示すので、本方法にて相談件数を数えるようお願いする。

※ 相談件数把握の目的

相談支援センターの相談件数は、その活動状況を把握するための指標として、一日ごとの利用者数を把握することにある。

なお、相談支援センターの相談件数とは、相談支援センターに所属している者が、相談支援 センターの業務として、相談者に対応した件数である。

ア対象

- ① 相談支援センターに問い合わせのあった相談をすべて対象とする。
- ② 相談者の件数をカウントする。
- ③ 問い合わせには、(a)患者本人、(b)家族・親戚、(c)友人・知人、(d)一般市民、(e) 医療関係者等のいずれの場合も含まれる。

イ カウントの方法

- ① 同日に同一の相談者が、相談支援センターを複数利用した場合には、その都度1件とカウントする。
- ② 相談支援センターが相談を受けて、その対応のために、各部署や他機関等に問い合わせをする場合には、相談支援センターの相談件数のカウントに含まない。
- ③ 窓口での相談員や事務担当者、ボランティア等が振り分け業務をしている場合には、カウントしない。

北海道がん診療連携指定病院 申請書の記載上の留意事項

- 1 指定申請書及び現況報告書の記載について
- (1) 記載に当たっては、欄外の指示や単位に従ってください。
- (2)様式3の「3 北海道がん診療連携指定病院の指定要件等について」における、数字を記載する項目については、実績がない又は配置されていない等の場合には、必ず「O」と記載し、空欄を残さないでください。

なお、様式3の「A、B、C、D、一」の区分は、要綱で定めた指定要件における必須事項を「A」、原則として充足すべき事項を「B」、状況に応じて充足すべき事項を「C」、充足することが望ましい事項を「D」、要綱に記載がない事項を「一」としています。

(3) 別紙全般について、研修実績などで、定められた期間の実績が別紙の欄を超過する場合でも、 別紙に記入できる分のみ記載してください。

2 資料の提出について

- (1) 提出資料は紙媒体で2部のほか、電子メールによる提出をお願いします。
- (2) 印刷に当たっては、全て A4、両面印刷でお願いします。なお、通し頁は必要ありません。紙媒体の並び順は、表紙シートに記載のある順番でお願いします。
- (3) 様式 1 から様式 3 及び別紙 1 から別紙 40 は、ダウンロード又は送付したファイルに入力してください(シートの削除は行わないでください)。